

2019年5月19日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 相続放棄について
- 技能実習生等の改正について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.62



エバー総合法律事務所

相続放棄について

1 相続については、土地や建物、あるいは預貯金などプラスの財産を受け取るイメージをお持ちの方がほとんどかと思えます。しかし、時には、プラスの財産はほとんどなく、借金といったマイナスの財産しかないということもあります。今回は、借金しか残っていないなど相続したくない場合の方法について説明したいと思います。

2 相続放棄の申述及びその効果について

方法としては相続放棄の申述という制度になります。これはその名の通り、家庭裁判所に相続を放棄します、と書面で申し述べるという制度です（書式は裁判所のホームページに掲載されています）。法律上はお亡くなりになられた方（「被相続人」と言います）のご逝去があったことを知り、自分のために相続が開始したことを知った日から3か月以内に申述の書面を提出することが必要です。相続の第2順位（被相続人の父母）、第3順位（兄弟姉妹）の場合には、被相続人のご逝去によって直ちに相続人になるわけではないので、自分が相続人であることを知った日から放棄の期間が始まると考えてください（ただ後述のとおり例外があります）。

この制度の効果はプラスの財産もマイナスの財産もすべて相続しないということになります。この相続放棄の結果、放棄した方は相続人ではないということになるので、例えば配偶者と子供が相続人の場合、配偶者が相続放棄した場合には子供だけで相続することになります。また、配偶者と子供全員が相続放棄した場合には第2順位の被相続人の父母が相続人となりますが、仮に父母が既に亡くなっていた場合には、第3順位の兄弟姉妹が相続人になるというように、相続権の所在に影響します。

相続放棄した方でも、事実上財産を管理する立場にあった場合には、放棄の結果次に相続人になる方のために、その方が管理できるまで自分の物の管理と同じ注意をしながら管理しなければならないという義務は残ります。

3 相続放棄開始期間の例外

法律上は自己のために相続の開始があったことを知っ

た日から放棄できる期間が開始するとされていますが、3か月以内に相続財産のすべてが判明しないことがあります。ましてや、借金が1年後に判明するということもあります。その救済として相続財産の内容を認識した日または通常認識すべき時から開始するという最高裁の判例があり、自分が相続人であることを知ってから3か月以上経過した後も、相続財産について判明した日から3か月以内であれば、相続放棄の申述を裁判所は受理しています。ご逝去から大分期間が経過した後で予想外の負債が出てきた場合でも対処が可能ですので弁護士にご相談ください。

4 相続放棄が無効になる場合について

自分が相続人であることを知ってから3か月以内は相続財産について調査できますし、また、この3か月の期間を家庭裁判所に請求して伸ばしてもらうこともできます。しかしこの期間内に、たとえば相続財産の一部を処分したり消費したり、また隠してしまうなどの行為があった場合には相続放棄も無効になり、相続を承認したということになってしまいます。建物の短期間の賃貸などは処分にあたらないとされていますが、相続債務が残っている可能性がある場合の不動産の管理については慎重にされる方がよいといえます。

5 相続分の放棄について

上記の相続放棄の申述とは別に、似た方法として相続分の放棄という方法もあります。これは、相続人として相続財産を受け取りたくないという場合です。この場合には相続分の放棄の意思表示を行い、遺産分割の協議や遺産分割調停手続から脱退することができます。ただ、この方法はプラスの財産を放棄するということで、マイナスの財産についても放棄することではないので債権者に対する債務者としての義務は相続分として残ります。誤解のなきようご注意ください。詳しくはまた別の機会に触れます。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2019年5月21日(火)、5月28日(火)、6月5日(水)、6月12日(水)のいずれも
午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

技能実習生等の改正について

1 人手不足という点から様々な業界・業態で模索が始まっています。一つはAIの導入などで無人化・省力化の方向へ向かっています。もう一つの方向は外国人の労働力の導入です。5年間で約34万人を受け入れるという政府の方針で、外国人を受け入れる制度が今年の4月1日に始まりました。具体的には「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の改正及び出入国管理及び難民認定法の改正等によるものですが、主な雇用対象者としては技能実習生と特定技能労働者が想定されています。技能実習生を経たうえで特定技能労働者へ至る方が増加してくると思われます。今回は、厚生労働省のホームページの説明を受けて要点をまとめてみました。

2 技能実習制度について

(1) 技能実習制度は、基本的に開発途上国への技能、技術又は知識を移転することでその国の「人づくり」に役立てて経済発展につなげようとすることを目的として始められました。入管法令から平成28年の法律の制定を経て実施されてきました。本来は労働力の需給の調整の手段として行われてはならないとされていたのですが、今回の改正はまさに外国人の労働力を期待するものとされています。形態としては、企業単独型技能実習と団体管理型技能実習の2つがあります。

(2) 改正点について

改正前は監理団体が技能実習計画を作成していましたが、改正により実習を実施する者が技能実習計画を作成し、その計画が適当である旨の認定を受ける必要があるとされました。認定されても不適切であれば取り消されることもあります。

そしてその認定を行う機関として新たに外国人技能実習機構が設けられることになり、この機構は上記の認定だけでなく、監理団体の許可や指導監督も行い、技能実習生の保護の役割を果たすことになりました。

技能実習計画は、技能実習生ごとに第1号ないし第3号の区分を設けて認定を受けることとされています。

また、旧制度では実習実施者自身が届出を行う必要はなく、技能実習者の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で地方入国管理局が確認する手続を行っていましたが、改正では実習実施者が技能実習を開始したときには、遅滞なく届け出なければならないこととされました。

さらに、監理団体としての機能を果たしていない事例も見られたため、監理団体に対する許可制度も設けられ、上記の機構が審査を行い主務大臣が許可権者となります。許可としては、一般監理事業の許可と特定監理事業の許可の2区分があり、一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの全ての段階の技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第1号技能実習及び第2号技能実習に係る監理事業を行うことができます。

(3) 技能実習生の保護について

技能実習生が事故や労働災害に遭うなどその労働環境や生活環境についても問題があるとの報道もされており、技能実習生の保護のために、技能実習の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止規定が定められました。違反した場合の罰則についても規定されています。さらに、技能実習生が技能実習のために不正に金銭的負担を負わされている実態から送出国の適正化に関する改正もなされました。

3 特定技能労働者制度の改正について

この目的はまさに労働力不足対策にあります。一定の専門性・技能があることが必要とされていますが、技能実習生として相応の技能がある場合には日本語能力に関する試験を経て（技能については一部試験免除の場合があります）、特定技能労働者（特定技能1号）として5年間在留することができます。現在認められている分野としては、介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の14分野が認められています。ただ、配偶者や子供の帯同が認められていないので、そのためには更なる専門性や日本語能力を備えた試験をクリアする必要があります（なお、特定技能2号は建設業と造船・船用工業の2種で2021年から試験の予定です）。

特定技能労働者といっても日本人と同様に労働者ですので、雇用者は労働法制に沿った環境や対処が必要です。お悩みの場合にはご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

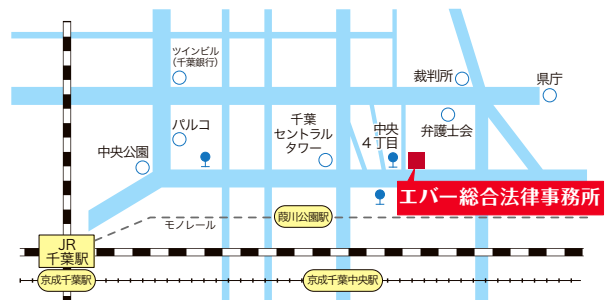
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。